七　地方税減収補塡債償還費	地方税の減収補塡のため平成十七年度から令和五年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	［削る］
		(1)～(18)　［略］
		(19)　令和五年度減収補塡債
		ア　令和五年度市場公募都市に係るもの
		イ　令和五年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
八　財源対策債償還費	平成十三年度から令和五年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	［(1)・(2)　略］
		(3)　平成十五年度財源対策債
		義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの
		［(4)～(22)　略］
		(23)　令和五年度財源対策債
		ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
		(ｱ)　令和五年度市場公募都市に係るもの
		(ｲ)　令和五年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
		イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
		(ｱ)　令和五年度市場公募都市に係るもの
		(ｲ)　令和五年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
		ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

七　地方税減収補塡債償還費	地方税の減収補塡のため平成十五年度から及び平成十七年度から令和四年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	(1)　平成十五年度減収補塡債
		ア　平成十五年度市場公募都市に係るもの
		イ　平成十五年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
		(2)～(19)　［同上］
		［新設］
八　財源対策債償還費	平成十三年度から令和四年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	［(1)・(2)　同上］
		(3)　平成十五年度財源対策債
		ア　一般公共事業等に係る経費に充てるため発行を許可されたもの
		イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの
		［(4)～(22)　同上］
		［新設］